

令和5年度第1回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	令和5年9月21日(木) 15:00~16:40
開催場所	徳島市役所8階 庁議室
出席者	委員会 多田委員長、則包委員、谷口委員、臼井委員  徳島市及び 契約監理課長、上下水道局総務課長ほか関係各課・事務局職員 上下水道局
審議案件	一般競争入札(総合評価方式含む) 6件 指名競争入札 4件 随意契約 0件 合計 10件

議事概要

委 員 会	徳島市及び上下水道局
入札・契約手続等の運用状況等について	
◇なし	
審議1 <指名競争入札> 下中筋本線側溝新設工事 <span style="float: right;">(道路建設課)</span>	
◇上位3者の入札金額は近いが、クオリティを確認する別の資料がありますか。国交省は価格だけではなく、クオリティもチェックする資料がついていて、両睨みの事務プロセスをしています。	◆1千万円以下は指名競争入札で金額のみの勝負をしています。最低制限価格未満ならば自動的に失格になります。品質確保の点では、工事監督員や工事検査員がおり、竣工は合格する必要がありますので、そこで品質確保が保たれています。5千万円以上の総合評価方式ですと、価格のみではなく、技術者評価や企業評価を含めて点付けをしています。
◇内訳明細書の細目種別が分けられるのであれば、大体似たような数字になるのでは。しかし、「構造物撤去工」が5倍強となっています。不自然な気がします。	◆内訳金額にばらつきはあるかもしれませんが、直ちに無効とか失格の判断はしていません。本市の積算と入札業者の積算に差が生じるのは仕方ありません。
◇内訳明細書を出す意味がありません。	◆内訳明細書は平成27年から義務付けられています。
◇合計さえ合っていれば適当で良いと思えてしまいます。	◆金抜き設計書も閲覧できます。各業者に得意・不得意があり、どのように作業を進めていくかで多少のずれが発生しかねません。ある程度分類があったとしても、完全に統一しきれていない部分や、各業者の考えがありますので、多少発生してしまうのが現状です。
◇業者側に指導をしないといつまでたってもおかしい数字	◆単価から積み上げた設計書ではなく、単価を抜い

<p>になります。</p> <p>◇注意喚起しないと業者は何もしませんよ。直接工事費と一般管理費の分類が違っていけば指導してあげるということでお願いできますか。</p>	<p>た設計書は閲覧できます。それを業者なりに積み上げていけば、担当課が作成した内訳明細書に近いものができると思います。</p> <p>◆はい。</p>
<p>審議2 &lt;指名競争入札&gt; 林道北山線擁壁工事 (農林水産課)</p>	
<p>◇入札金額が足並み揃っていますが、一般的なのでしょうか。</p> <p>◇落札業者以外の業者の「舗装工」の金額は、市の設計金額と近いですが、落札業者だけが大幅に超えています。現場管理費と一般管理費が安くなっています。内訳明細書を指導しないといつまでたっても改善されません。</p> <p>◇業者に内訳明細書のこと過度に指導するのは、強要になるのでバランスが大事だと思います。市の内訳明細書と自分の積算との乖離は何なのかを、コミュニケーションをとると知見が高まっていき、入札の仕組みづくりに発展します。単に見せるだけでなく、市がアクションを起こし、チェックしていると業者に思わせないといけない。</p>	<p>◆工事価格が下限に近いので、入札金額の幅が少なくなっています。</p> <p>◆落札業者は舗装の許可を持っていないため、下請けに出さざるを得ないので、他の業者より高くなったと思われます。</p> <p>◆落札後に内訳明細書はオープンにしており、それを各業者がみて復習していると考えられますが、もう少しアナウンスをすることを考えています。</p>
<p>審議3 &lt;一般競争入札・総合評価方式&gt; 助任橋橋梁下部工事 (道路建設課)</p>	
<p>◇無効の経緯を教えてください。</p> <p>◇入札参加資格については最初に分かることですか。そこに気が付かなかったのでしょうか。</p> <p>◇参加資格のどの部分ですか。</p> <p>◇平均とはどういう定義ですか。</p> <p>◇これは徳島市の基準で、他自治体も同様ですか。条件が厳しすぎて入札に参加しにくくなっていませんか。無効になったJVが落札したと仮定すると1億円安くなります。</p>	<p>◆2つのJVが参加しましたが、そのうち代表者の平均年間完成工事高が、620,948千円以上必要なところ336,576千円のため、無効となりました。</p> <p>◆当然公告文に入札参加資格を記載しています。しかし、12億円の橋梁工事が過去最大であるが、工事高の部分はあまり意識せずに入札したとのこと。</p> <p>◆「総合評価値通知書の土木一式工事の平均年間完成工事高に2を乗じて得た額が予定価格を超えている者」を満たさなかったものです。</p> <p>◆過去2年の平均で、土木工事を請負われた実績が3億円あまりでした。</p> <p>◆自治体ごとの判断になりますが、ランクによって発注金額の制限があり、同様の工事の実績を求める場合もあります。</p>

審議4 <一般競争入札> 千松小学校プール循環浄化装置改修工事

(教育委員会総務課)

<p>◇4者が辞退していますが、その背景がわかったら教えてください。</p> <p>◇市側の事情ではなく、業者側の都合という解釈ですか。</p> <p>◇赤字だと入札しない、黒字である限り落札したいのが業者の本音だと思います。1者は予定価格と同額、4者は辞退で不自然です。</p> <p>◇単価の改定はタイムリーにしていますか。</p> <p>◇過去を振り返ると、バブル時に鳶や型枠工の人件費が1か月ごとに上がっていました。しかし、公的な発注者がついていけず、安い単価を提示してしまって、成立しなかったことがありました。土木建設労働者の高齢化が進んで、専門工の単価が1か月単位で上がっているの、それについていくための工夫を考えなくてはなりません。県にしっかりしてもらわないといけないが、必要性をどう思っていますか。競争入札を維持していくための工夫としてもう一つ知恵を出すべきだと思います。</p> <p>◇工事期間が3、4年ある場合の契約金額は固定ですか。</p>	<p>◆この案件は一般競争入札で、4者は参加の申し込みはしましたが、入札は辞退したという結果で、理由の聞き取りまではしていません。</p> <p>◆このご時世なので価格が変動しやすく、金額的に見合っていない推測もできますが細かいところまでは不明です。</p> <p>◆予定価格は事前公表していますので、同額の金額を入札することはできます。予定価格以上の金額を入札することはできないので、辞退したかもしれません。資材や人件費などの価格が吊り上がっているかもしれませんが、積算も直近の設計労務単価などを適用しているはずなので、そんなに差があるとは思えません。市が予定価格を積算するタイミングと業者が入札金額を見積もるタイミングに乖離はほとんどありません。</p> <p>◆改定は直近でしています。3か月ごとに行っています。</p> <p>◆工事契約締結後、スライド条項を利用することが考えられます。当初と比べて工事単価の乖離があればやむを得ない事情として対応することになります。</p> <p>◆工材価格が値上がりし、当初の金額では施工できないという状態が発生したら、スライドし、差額分については変更契約で対応することは可能です。</p>
--	---

審議5 <一般競争入札> 飯谷公民館浄化槽設置等工事

(教育委員会社会教育課)

<p>◇落札業者は予定価格と同額で、2者は最低制限価格を下回ったので失格となりました。2極化していて不思議です。</p>	<p>◆公告文に最低制限価格の計算を記載しています。予定価格の92%、91%あたりから下がると失格になる可能性があります。それを想定して入札しているものと思われます。他の業者がいくらで入札してくるかで最低制限価格が変わってきます。予定価格も事前公表していますので、自分はいくらで入札しようかと考えているはずで。</p>
--	---

<p>◇様々な新しい技術が出てきて、よりうまく安くできるようになって、企業努力で安く入札しても失格になるのはもったいないが仕方ないことですか。</p> <p>◇この価格を下回ったら品質確保できない話になるのでしょうか。</p> <p>◇失格になった業者が、落札決定してから2週間くらいで下請けに入っていますが、下請けに入る制限はありませんか。</p>	<p>◆0.94 という係数も昨年度本市は 0.9 から上げた経緯があります。ダンピングや品質確保するため、安くならないように国からも要請があります。</p> <p>◆実際に行えないかどうかとなると難しい議論になります。国が線引きを設けていますので、それを理解した上で各業者は札入れをしていると思われます。</p> <p>◆業者間の契約であり、市として制限をかけるのは難しいです。</p>
---	--

審議6 <指名競争入札> とくしま動物園トイレ洋式化工事設計業務  
(とくしま動物園)

<p>◇内訳明細書で、人件費を比べると倍の開きがあります。設計では何人で何日と見積もっていますか。</p> <p>◇業者によって人件費に倍の差が出るのですか。</p>	<p>◆手元に資料がございませんが、国が示している設計基準に照らし合わせて図面枚数に基づき直接人件費を算出しています。</p> <p>◆入札に参加している業者の多くが個人事業者であり、自身の報酬が人件費に表れているのではないのでしょうか。</p>
---	---

審議7 <一般競争入札> 徳島文化芸術ホール（仮称）整備に伴う立体遊歩道詳細設計業務  
(道路建設課)

<p>◇金額が結構高いですね。</p> <p>◇2者が参加していますが、設計する業者の数は多くないのですか。</p> <p>◇できるだけ競争を促したいので、もう一つ工夫が必要です。たくさん参加してくれたらうれしいし、競争にもなります。</p> <p>◇2者とも徳島の業者ですが、県外の業者はどんな扱いですか。</p> <p>◇これらの条件が厳しいということはありませんか。</p>	<p>◆新駅ができる予定で、歩道橋を架けたり、エレベーターの設置も予定していたもので、JR との協議などを含めた設計のため、金額が高くなっています。</p> <p>◆入札参加資格で、公共工事における鉄道を横断する橋梁の新設又は架け替えの設計の実績を条件としているため、参加者が少なかったと考えられます。</p> <p>◆入札参加の実績条件について、通常は過去10年以内の実績を設けていますが、今回は10年の縛りを外して緩和しましたが、結果的に2者しか参加がなく、厳しかったかもしれません。</p> <p>◆入札しているのは市内業者ですが、参加条件としては県外業者も対象としています。公告文にも参加資格に市内業者と市外業者を設定しています。</p> <p>◆先ほどの説明でも実績条件を緩和しましたが、実績そのものを省くとなると、ノウハウがないところが落札になり、新たに問題が起こりかねません。</p>
--	---

<p>◇内訳明細書で、市の一般管理費と落札者の一般管理費の差が大きすぎます。市の算定が高すぎたのですか。</p> <p>◇下げ幅が大きいと失格になる可能性もあり、それを救うためにも理由を調べておく価値はあると思います。</p> <p>◇仮に落札業者だけが参加していたら、最低制限価格以下になって失格になっていませんか。</p>	<p>◆市は決められた基準書どおりに積算しています。業者の見積もりまではわかりませんが、市の方が特別に加えているとか省いているとかはないです。一般管理費は会社としての維持経費と考えられますが、今回落札した業者は、前年度に基本設計業務を落札しており、ノウハウがあり業務コストを下げることができたと思われまます。</p> <p>◆はい。</p> <p>◆計算すると、最低制限価格が下がるので失格にはなりません。</p>
---	---

審議8 <指名競争入札> 徳島市南昭和町4丁目配水管布設工事

(上下水道局)

<p>◇入札結果等で第1回入札額の右側に手書きのアルファベットはどういう意味ですか。</p> <p>◇徳島市の規定によるものですか。</p> <p>◇書かれている等級は何ですか。</p> <p>◇この工事は、金額がそんなに高くはないので、価格が安いところで決定するということですね。ただ、ランクが書いてあるのは、業者がどれくらいのレベルであるのかを参考までに書いてあるのですね。</p>	<p>◆機械で印字してあるものは、徳島市の水道施設工事の等級ランクで、手書きのものは、上下水道局独自の配水管布設工事の等級ランクです。</p> <p>◆配水管布設工事は、上下水道局独自のランクでそれに基づいて業者選定をしています。</p> <p>◆手書きのものが、配水管布設工事の業者選定におけるランクで、機械打ちのものが、徳島市の水道施設工事の業者選定におけるランクです。</p> <p>◆そのとおりです。上下水道局は、配水管布設工事に特化した29業者を独自に受付しており、徳島市の水道施設工事の業者と重複しているが、当局独自に配水管布設工事のランク付けをし、それに基づいて業者選定をしています。</p>
---	---

審議9 <一般競争入札・総合評価方式> 中央浄化センターNo.2 最終沈殿池設備改築工事

(上下水道局)

<p>◇内訳明細書の費目の中で、例えば機械設備工の機器費について、業者の積算と上下水道局の積算とかなりの差があるのに全体の合計ではほとんど変わりはないのはどうしてですか。機器費がこんなに安くできるのであれば安くなるのではないですか。</p>	<p>◆この工事は、部品を工場で作成し、現地に持ち込んで据え付けるといったものです。機器費について、当局の積算とA業者の積算に差が出ているが、直接工事費と据付間接費に振り分けて積算されているのではないかと推測しています。直接工事費は材料費を含めているので、その中に幾分か機器分も含まれているのではないかと推測していま</p>
--	--

◇管理費等で共通仮設費や現場管理費も業者の積算と上下水道局の積算一つ一つがかなりの差があり、何をどうしたらこんなに積算がバラバラになっているのか。にもかかわらず、全体の合計では似たような金額になっており、最初から合計を作り、あとは適当に入れ込んできたのではないかという疑念を持ってしまいます。

◇上下水道局が作成した内訳明細書は入札後公表しますよね。

◇内訳明細書は事前には公表できないと思いますが、公表後、業者が見て相当違うと思うのでしょうか。それとも、どうでもいいのでしょうか。ようするに、今後、入札に参加するうえで、あまりに内訳明細書の費目に大きな乖離があったら、業者が上下水道局に何か言われるなという牽制機能を働かせないと、市民感情で幾分おかしいのではないかと思われることがそのままになってしまいます。

◇十分に検討してもらわないと、せっかく内訳明細書の提出があっても、このまま各費目の乖離がありますね、そうですね、その理由がわかりませんでは、いつまでも入札業者はきちんとした対応はしませんので、上下水道局はあまりにも乖離があったら聞かれるかもしれないといった何某かのアナウンスがあれば、業者はこれから気を付けようと思うかもしれないのでそういったことを検討してください。

◇内訳明細書をなぜ取るようになったのか、国が取りなさいとしたことがきっかけですね。また、いつからとるようになったのですか。

◇内訳明細書を取るようになったのは、ただ安かろう悪かろうの防止だけでなく、それを活用して業者への牽制等他にも趣旨があったのではないのでしょうか。また、内訳明細書を生かしていくための工夫・勉強していますか。

す。

◆共通仮設費は、直接工事にかかわるものではないが、工事全体を行うための必要となる経費です。例えば、現場事務所・仮設倉庫・電気水道設備などがこれに該当します。各業者の積算に差が出ているのは、業者によって必要となるものが変わってくるため、積算が違っていると推測していますが、はっきりとした原因はわかりかねます。

◆はい、公表しています。

◆現在は、入札するにあたり、内訳明細書の数字を使って、調査基準価格を算定しています。内訳明細書を提出させる目的は、下請け業者に対するダンピング防止を是正するためであり、各項目の乖離までを国の方からアナウンスされていません。ただ、上下水道局が内訳明細書についてどういったことを着目して管理していくかは今後の検討課題かと思います。

◆はい、分かりました。

◆その通りです。工事という性格上、安かろう・悪かろうではいけなくきちんとした成果物を作成する必要があり、それを達成するという目的のためです。取り始めたのは、平成27年4月からです。

◆内訳明細書の費目の乖離については、正直、これまで業者に対して調査したことはなく、総額のみを見ていたと思います。内訳明細書提出が始まった時は、下請け業者へのダンピング防止が制度の

<p>◇内訳明細書が形骸化していると思われますので、全国1700ほどの自治体がありますが、その中で内訳明細書をうまく活用している自治体もあると思うので、調べるのは大変だと思いますが、徳島市とともに来年に向けて内訳明細書をより良いものにできるよう工夫してください。</p>	<p>趣旨でその中で業者がきちんと積算しているのかを確認するというのも制度の趣旨であり、今後、徳島市及び他都市の状況を踏まえ、より質の良いものにしていきたいと思います。</p> <p>◆はい、分かりました。</p>
---	---

審議10 <一般競争入札・総合評価方式> 中央浄化センター脱水汚泥搬送設備改築工事 (上下水道局)

<p>◇1億円の案件で、1社しか応募がないのは、専門性の高く、応募する業者にも限界がある工事のためですか。</p>	<p>◆この案件については、令和4年11月位に開札しましたが不調になったものです。その理由として、入札参加資格のある業者の技術者不足により配置ができなかったこと並びに人件費及び資材等の高騰により、応募が無かったのでないかと推測しています。また、当初の予定価格が7千万円でありましたが、これでは利益が見込まれないと思ったかもしれません。当初設計で予定価格に組み込まれていないものがあり、改めて設計内容の見直しをし、4千万円増額の予定価格1億1千万円にて再度入札をしました。その結果、1社ではありましたが、応募があったものです。なぜ、1社しか応募がなかったかは、分かりませんが、他の業者は、技術者が不足しているため応募ができなかったのではないかと推測しています。</p>
<p>◇人件費等は1か月単位で変動があり、物価上昇に積算がついていってなく、それについて改善の余地はありませんか。</p>	<p>◆担当課としても、見積をもらっても、それを担保できるのは1か月程度と言われているが、誤りがあるってはいけないため、積算や決裁等事務処理等に時間を要しています。人件費や資材の上昇に苦慮している状況です。発注段階においては、予定価格には、最新の取引価格を反映させていますが、契約後の価格変動に対応するためにスライド条項の規定に基づき適切に対応しています。</p>
<p>◇スライド条項は、国等が見本を示していますか。</p>	<p>◆示しています。</p>

<p>◇失格判断基準は、これは越えてはダメなのかそれとも下限なのでしょうか。</p> <p>◇A業者の内訳明細書で、失格判断基準の各項目について、高い、安い項目両方あり、どちらですか。</p> <p>◇内訳明細書の費目でどこに振り分けるかが、かなり曖昧で、上下水道局が作った内訳明細書と乖離がかなりあることが見られる。失格判断基準をうまく運用していくことで、ある程度、業者に対して内訳明細書をきちんと作成するように促していけるのではないかと思います。</p> <p>◇調査基準価格に近付けるのも重要であるが、内訳明細書の各費目について、きちんとどのように振り分けていくかを結果的に指導していければと思います。</p> <p>◇スライド条項は、業者も認識しているのか、過去にこの条項を適用したことがありますか。</p>	<p>◆下限です。ただ、失格判断基準が適用されるのは、調査基準価格より下の場合です。調査基準価格より下で、失格判断基準より上の金額で入札した場合の業者に対して、各項目の基準を確認するルールとなっています。それに入らなければ、失格判断基準は適用しない要綱となっています。</p> <p>◆A業者の入札額が調査基準価格と失格判断基準の間になった場合は、失格判断基準を見ることとなり、下回っている項目があるため、その時点で失格となります。各項目を下回っていない場合は、低入札価格の調査制度が適用されます。</p> <p>◆失格判断基準を設けましたら、それより下の場合は、失格となりますので、一般競争入札におきましては、できる限り調査基準価格に近付けるようにしています。</p> <p>◆はい。</p> <p>◆そうですね。今回、上下水道局の新庁舎の建設をしています。資材及び人件費の高騰のため、全体スライドを適用して、変更契約をしたことがあります。</p>
--	---

指名停止の運用状況について

<p>◇虚偽申請で指名停止になっています。4か月という数値で見るのがいいのか、社内のコンプライアンスという質的な目線で復帰させるのがいいのか、どう思いますか。</p> <p>◇4か月は徳島市の判断とと思っていましたが。</p> <p>◇昭和の時代の発想であって、悪いことしたら4か月の謹慎という考えでしたが、世の中が変わってきていて、コンプライアンス体制とかができれば、直ぐに復帰させれば</p>	<p>◆1者以外は県外の業者で、国、県が指名停止をしたことに準じて徳島市も指名停止をしています。</p> <p>◆徳島市の指名停止要綱に記載があります。</p> <p>◆はい。</p>
--	--



<p>いいし、悪いままでも4か月過ぎれば復帰できるのはよくないと考えます。数値基準から中身を見て判断する時代になってきたという提言です。</p> <p>◇資格のない作業員にショベルカーを運転させたとして、1か月の指名停止を受けていますが、また同じことを繰り返すのではと思います。有資格者を雇用したという証明が必要と思いますが、そこまで市がするのかというバランスの話になります。1か月とか4か月は短い印象です。</p>	<p>◆はい。</p>
<p>その他意見</p>	
<p>◇市長部局、上下水道局とも内訳明細書が形骸化しています。実効性のある入札にしていくために、改善・工夫する余地があると思いますので、両者が協議してレベルを上げていく必要があります。全国1,700余りの自治体がある中で、有効な活用方法をしている自治体があるはずですので、ベストプラクティスとして見習いながら、より良い入札にしていく取組みが欠かせないと考えます。内訳明細書の質を高めることに取り組んでほしいと思います。</p>	<p>◆はい。</p>

以 上